

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第15回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年12月15日（火） 14:00～14:50

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3015号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3014号】

（2）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）について【諮問第3018号】

開 会

○根岸部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中6名が出席予定ということで、辻先生がまだお見えになっておりませんが、追っていらっしゃると思います。定足数は満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日は答申事項2件と諮問事項1件であります。

○根岸部会長　まず最初に、答申事項ということで、諮問第3015号、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可につきまして審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、本年の10月27日開催のこの部会で審議を行いまして、11月26日まで意見募集を行いました。本日は、提出されました意見を取りまとめでいただきましたので、これを報告していただき審議をしたいと思えます。それでは、報告をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、資料15-1でご説明申し上げます。

2ページからの別添をごらんください。寄せられましたご意見と考え方案をまとめたものでございます。2社の方々から、4種類のご意見をいただいております。

それでは、3ページをごらんください。まず、1項目目、「基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進について」でございます。意見1、「NTT東・西は、ユニバーサルサービスの提供において最大限の効率化を図る責務がある。総務省は、引き続き、NTT東・西に対し、その効率化実績に関する報告を求め、効率化水準の妥当性について検証するとともに、新たな効率化推進策の検討及び提示をNTT東・西に要請することを希望。」。

考え方でございますけれども、「ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、適格電気通信事業者であるNTT東・西の基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東・西においては、一層の経営効率化を行い、赤字の縮小に努めることが求められる。

したがって、NTT東・西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係

る経営効率化に努めていくことが適当である。

また、平成18年11月21日の情報通信審議会の答申において、NTT東・西に対し、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化の実績等を毎年度、総務省へ報告することを求めるとともに、総務省に対しては、当該経営効率化について十分な検証を行い、審議会への報告を求めているところである。

この要望に基づいて、平成20年度の経営効率化の実績及び検証結果について、平成21年10月27日に当審議会において報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。」としてございます。

4ページをごらんください。2項目目、「IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正について」でございます。

意見2、「IP補正措置について、未だ関係者間での議論が十分に尽くされていない状況で、この補正措置を継続していくことは望ましくなく、IP化を踏まえた当該措置のあり方についての再検討が急務。」。

考え方でございますけれども、「情報通信審議会においては、十分に議論を尽くし、『光IP電話がいまだユニバーサルサービスに位置づけられず、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況においては、高コスト地域における加入電話の維持を図るためには、光IP電話への移行に伴う補てん対象額の減少を補正する必要』があり、『加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正を行うことが適当である』との結論が、平成20年12月16日付同審議会答申『ユニバーサルサービス制度の在り方について』（以下『情報通信審議会答申』という）で示されているところである。

今回の認可申請における、IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正は、当審議会が、情報通信審議会答申を踏まえ、本年3月に答申した省令改正に基づくものであり、適当と考える。

なお、本改正省令には、施行後3年を目途に制度を見直すことが規定されており、総務省においては、適切かつ時宜を得た見直しを行えるよう努めることが適当である。」としてございます。

5ページをごらんください。3項目目、「IP網移行計画等に関する早期情報開示について」でございます。意見3、「NTT東・西は、ユニバーサルサービスであるPSTNがいつまで維持されるのか、光化を含むIP網への具体的な移行計画等について速

やかに明らかにすべき。』。

考え方でございますけれども、「ユニバーサルサービス制度の見直しに当たっては、PSTNから光IP電話への具体的移行展望等の課題整理が必要であり、NTT東・西には当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待される。」としてございます。

続きまして、6ページ。4項目目、「次期ユニバーサルサービス制度の在り方について」でございます。意見4、「電気通信市場の環境変化を踏まえた次期ユニバーサルサービス制度の在り方について、国民的な議論を早急に開始すべき。』。

考え方でございますが、「情報通信審議会答申においては、『見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断された場合は、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討することが必要である』とされており、総務省においては、適切かつ時宜を得た見直しを行えるよう努めることが適当である。」としてございます。

以上の考え方を踏まえました答申書（案）でございますが、1ページをごらんください。「本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。」としてございます。

以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。この部会でも既に議論はいたしておりますけれども、何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の諮問第3015号につきましては、1ページのところに書いております答申書（案）とありますけれども、これを答申の内容にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次の答申事項に移りたいと思います。

諮問第3014号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について審議をしたいと思っております。本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、10月27日開催のこの部会におきまして審議を行い、この部会への諮問を要する事項と要しない2つのものがありましたので、総務省が本件改正案全体について意見招請を実施するというところで、11月2

6日までの間、意見募集を行い、その後、寄せられましたご意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討をいただきました。

本日は、接続委員会の主査の東海委員より、その検討結果につきましてご報告をいただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○東海臨時委員　それでは、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきまして、接続委員会における調査・審議の結果をご報告申し上げたいと思います。資料15-2でございますが、概要は9ページから11ページでございます。

本件は、本年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において、FTTHサービス、DSLサービス等の固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備につきまして、所要の措置を講じることが適当とされたことを踏まえまして、関係省令の改正を行うものについて調査・検討を行ったものでございます。

具体的には、9ページの4件について接続委員会で議論させていただきました。本件につきましては、今年の10月の当部会におきまして、総務大臣から諮問されて、意見募集という過程を経たものでございます。検討の結果、お手元の資料15-2の1枚めくっていただいて1ページでございますとおりの報告書、諮問のとおり改正することが適当とすることといたしました。報告書の詳細につきましては、総務省から報告させていただきたいと思います。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料15-2に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、9ページをごらんいただけますでしょうか。先ほど、東海主査からご説明がありましたとおり、本件は本年10月16日付情報通信審議会答申を踏まえ、具体的にはFTTHサービスの屋内配線の扱いに関する接続ルール上の整理、ドライカップのサブアンバンドル、WDM装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル、そして、中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査の扱いに関する接続ルール上の整理、これらについて具体的な規定整備を行うため、関係省令等の改正を行うものでございます。

次に、2ページ、横長の資料をお開けいただけますでしょうか。今回の省令改正等に寄せられた意見及び、それに対して接続委員会で整理されました、それぞれの考え方を取りまとめた資料でございます。

まず、F T T Hサービスの屋内配線に関する意見についてでございます。意見1、他事業者設置の屋内配線の転用が、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認められたことに賛同との意見でございます。

意見2、集合住宅であっても、戸建て向けと同様の敷設形態をとる屋内配線については、戸建て向け屋内配線と同等に、第一種指定電気通信設備として扱われ、接続約款において具体的内容が定められるものと理解との意見でございます。

これに対する考え方は、主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する屋内配線については、今回第一種指定電気通信設備の指定対象に追加されることとなること、例えば集合住宅であっても一戸建ての建物と同様に低層階に引き通し形態により設置する屋内配線については、第一種指定電気通信設備の指定対象となる。したがって、N T T東・西においては、このような屋内配線も含め、接続約款で定めることが適当であるとされているところでございます。

次に、意見3、マンション向け屋内配線についても、第一種指定電気通信設備として指定すべきとの意見でございます。

この意見に対しては、ご指摘の点については情報通信審議会答申に示されたとおり、「マンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、N T T東・西のF T T Hのシェアとマンション向け屋内配線のシェアは連動しない面がある。N T T東・西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、N T T東・西と接続事業者間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏まえ、F T T Hのマンション向け屋内配線は戸建ての場合と異なり、第一種指定設備に該当すると整理する必要はない。」とされているところであるとの考え方が整理されているところでございます。

意見4、屋内配線にはボトルネック性はなく、戸建て・マンション向けを問わず、第一種指定電気通信設備の対象に追加すべきではないとの意見でございます。

これに対する考え方は、答申に示されたとおり、屋内配線はN T T東・西が自ら設置するため、N T T東・西のF T T Hシェアと戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられ、サービスを事業者が提供し、それを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備であること等から、N T T東・西の設置する戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定することとする本省

令案等は適当である。

なお、現行の一種指定設備を定める指定告示においても、その旨の規定整備をすることが適当と考えられるが、具体的な接続条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点等に留意することが必要である。

マンション向け屋内配線の扱いについては、考え方3に同じとされているところでございます。

次に、意見5、屋内配線の転用はN T T東・西と設備の仕様等を同等とした上で、相互に行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、答申に示されたとおり、転用に当たっては、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、権利の帰属関係など関係者間等で速やかに協議し、内容を整理した上で、転用ルールの整備に活用することが適当である。この際、ご意見にもあるとおり、N T T東・西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当であるとされているところでございます。

次に、ドライカップのサブアンバンドルに関する意見でございます。意見6、事業者要望に基づくアンバンドルの方向性が、今後も拡大されていくことが望ましいとの賛同意見でございます。

意見7、ドライカップについて下部区間だけをアンバンドルすることは適当でないという意見でございます。

これに対する考え方は、答申に示されたとおり、アンバンドルを実施する上での基本的な考え方は、一種指定事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないとされているところ、ドライカップのサブアンバンドルについては技術的な課題は存在していない。

また、上部区間が他に転用できなくなる点は、当該区間のコストが、未利用芯線のコストとして、ドライカップ接続料の原価に算入されることとなる点をどのように考えるかが問題となるが、この点については、①未利用のメタル回線を利用する場合は、下部区間のコストだけでも、F T T Rの接続料原価に算入されることになり、②また、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合は、ドライカップの割り勘要員を減少させる面がある一方、上部・下部区間ともに未利用芯線コストになる可能性のある芯線

について、下部区間だけでも継続して利用されることになることから、接続料の上昇を抑制する効果が期待可能である。

以上を踏まえると、F T T R提供コストの負担減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当であることから、F T T Rに係る機能をアンバンドルするとともにF T T Rに係る標準的接続箇所を追加する本省令案等は適当であるとされているところでございます。

次に、WDM装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドルに関する意見でございます。意見8、貸出しルールの対象は中継ダークファイバの空きがない区間のWDM装置に限定することが適当。WDM接続料の算定については、個々の区間ごとに設定し、未利用波長について「当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用することが適当との意見でございます。

これに対する考え方は、答申に示されたとおり、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出しは、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出しルールの整備を行うことが適当である。

具体的なメリットといたしましては、①空き波長の貸出しルールの整備を求める事業所が現に存在することから、当該事業者による円滑なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること。また、②空き波長を利用する事業者は、その分、WDM装置のコストを負担することになるため、WDM装置のコストを原価とする専用線等の接続料の低減効果を期待することも可能であることでございます。

なお、WDM装置が利用されることにより、中継ダークファイバの消費も抑えられる効果も期待可能である。このため、中継ダークファイバの空きがない区間が接続事業者の円滑なネットワーク構築に影響を及ぼしている点を踏まえると、中継ダークファイバの空きのある区間に設置されたWDM装置についても、貸出しルールの対象とすることが適当である。

以上により、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルする本省令案等は適当であるとされているところでございます。

次に、中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査に関する意見でございます。意見9、異経路構成の確認調査について、「接続を円滑に行うために必要な事項」とし

て追加されたことは適当との賛同意見でございます。

最後、意見10、異経路構成の確認調査について、改めて接続約款に定めるよう求める電気通信事業法施行規則の改正を行う必要はないとの意見でございます。

これに対する考え方は、答申に示されたとおり、経路情報の事前開示については、現在、NTT東・西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当であることから、接続約款の記載を担保するため、光信号用の中継系伝送路設備に係る異経路構成の確認調査について、第一種指定電気通信設備との「接続を円滑に行うために必要な事項」として追加する本省令案等は適当であるとされているところでございます。

以上を踏まえまして、1ページをお開けいただけますでしょうか。先ほど、東海主査からご説明がありました報告書の内容でございます。ここにございますとおり、接続委員会からの報告書では、本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、今ご説明いたしました別添のとおりであるとされているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見なりご質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。この「意見及びその考え方」の2ページの、考え方2がありますけれども、こちらは、最後の結論として、NTT東・西において、このような屋内配線も含め、接続約款で定めることが適当であると書いていただいておりますけれども、これは今回の規則等の改正とは直接関係がなくて、それ自体は問題がないと。しかし、このNTT東・西の接続約款にこの点を含めて定めることが適当であるということですね。

○古市料金サービス課長　　これにつきましては、21ページをお開けいただけますでしょうか。21ページが、第一種指定電気通信設備の対象範囲を決める指定告示の改正の部分でございます。ここにございますとおり、今回、光信号用の屋内配線設備につきまして、主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限るという形で改正させていただきたいと考えているところでございます。

この、主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する屋内配線ということで、具体的な例として、この考え方におきまして、通常、一戸建ての建物に設置されるものと同様の形、いわゆる集合住宅であっても、低層階に一戸建ての建物と同様に引き通し形態により設置する屋内配線については、この指定告示で対象となっているということをご具体的示したものでございます。

この指定告示を踏まえて、今後、接続約款改正を行っていくこととなりますので、その点を考え方として委員会で整理していただいたということでございます。

○根岸部会長　ほかにいかがでしょうか。今の答申事項も既に部会でも検討いただいているということ、そして、接続委員会で調査・検討いただきましたことでもありますので、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第3014号につきまして、接続委員会からの報告書が1ページですが、それと同じ内容のものが18ページにありまして、この審議会の答申ということで、8ページに答申書（案）とありますが、この案を取りまして、この諮問のとおり改正するのが適当であると認めるという形で答申したいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次に諮問事項になります。

諮問第3018号、NTT東・西の実際費用方式に基づく平成22年度の接続料の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料15-3に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

2ページ、申請概要をお開けいただけますでしょうか。本件は、専用線等の実績原価方式を適用する平成22年度の接続料及びその他手数料等の改定等を行うものでございます。

3ページ、主な変更内容についてでございます。まず、接続料の改定でございますが、実績原価方式を適用する平成22年度の接続料については、平成20年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定しているところでございますが、3ページの一番下の(1)の表にございますとおり、接続料収入ベースで前年度と比較しまして、NTT東日本は10.1%の増加、NTT西日本は1.4%の増加となっているところでございます。

この実績原価方式により算定される接続料の算定方法につきましては、精算事務の負

担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、平成19年7月の接続料規則改正により、事後精算制度が廃止されるとともに、直近の実績に基づき接続料を算定した上で適用年度実績との乖離分について「調整額」として次期接続料の原価に算入されるよう所要の措置が講じられたところでございます。

具体的には、真ん中の絵にございますとおり、前々年度の乖離額分を当該年度の接続料原価、すなわち、2年後の接続料の原価として調整額を算入するものでございます。今回、平成22年度の接続料の算定に当たりましては、この調整額制度のもとで初めて、平成20年度のかい離額分を平成22年度の接続料の原価に調整額として算入しているものでございます。

なお、本申請概要におきましては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載しているところでございます。

次に4ページ、(2)をごらんいただけますでしょうか。平成22年度の主な接続料と現行接続料との比較でございます。この表にございますとおり、中継ダークファイバ等におきましては、現行接続料と比較しまして、低廉化が図られているところでございますが、他方、専用線等につきましては、費用の減を需要の減が上回ったこと等の理由により、接続料の水準が上昇しているところでございます。

次に、平成21年度で算定期間が終了する将来原価方式に係る接続料の扱いについてでございます。将来原価方式により接続料が算定されてきたNTT西日本の1Gタイプ、メディアコンバータについては、平成21年度に算定期間が終了するため、平成22年度の接続料は平成20年度の実績原価に基づき算定しているところでございまして、この結果として、現行接続料よりも447円の低廉化が図られることとなっているところでございます。

次に、回線管理運営費の算定についてでございます。回線管理運営費については、平成16年度から平成21年度までの再計算においては、サービスごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を各サービスごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全役務において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところでございます。

この状況は、平成22年度においても同じく当てはまるため、同様の方法により算定

するものでございます。

この結果の単金は、この表にございますとおり、それぞれ現行料金よりも低廉化が図られているところでございます。

5 ページ、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定についてでございます。公衆電話機能の接続料原価については、当該機能に係る N T S コストが加算されているところでございますが、他方、N T S コストのうち、き線点 R T - G C 間伝送路費用については、平成 2 0 年度から毎年度 5 分の 1 ずつ、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能とされているため、この機能への不参入分、残りの部分を公衆電話機能に算入することとされているところでございます。

これを踏まえまして、平成 2 2 年度接続料では、N T S コストのうち、き線点 R T - G C 間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への不参入分、具体的には 5 分の 1 を加算して算出しているところでございます。

次に、貸倒率の改定についてでございます。接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、平成 1 8 年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされているところでございます。

平成 2 2 年度接続料については、平成 2 0 年度に N T T 東・西において貸倒実績が発生したことから、この貸倒実績額を接続料収入で除すことにより、貸倒率を改定しているところでございます。

6 ページ、7 ページ、8 ページにおきまして、参考資料といたしまして、現在、接続料が設定されております各機能の具体的な接続料水準について取りまとめをしております。参考資料として、それぞれ具体的な接続料に関するご説明は省略させていただきます。

次に、9 ページをお開けいただけますでしょうか。工事費・手続費及びコロケーション料金等についてでございます。まず、工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定についてでございますが、平成 2 2 年度の単金につきましては、N T T 東日本が 6, 2 0 7 円、N T T 西日本が 6, 1 6 9 円とそれぞれ現行料金よりも低廉化が図られているところでございます。

実績に応じた作業時間の変更についてでございます。N T T 西日本においては、光ファイバ工事における接続工事等時刻指定手続費及び減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうちの、撤去に係るデータベース等補正作業に係る費用について、昨年度は類似作

業に基づき試算した作業時間を用いていたところでございます。

今般、これらの作業実績が把握されたことから、実績をもとにした作業時間で算出した手数料に変更するものでございます。この実績に基づいた作業時間で算出した手数料の見直しによりまして、この表にございますとおり、それぞれ現行料金よりも低廉化が図られているところでございます。

なお、NTT東日本においては、昨年度に既に見直しを実施しているところでございます。

次に、優先接続受付手数料の改定についてでございます。優先接続受付手数料については、平成20年1月に実施したシステム更改及び同時に実施した東・西マイライン受付センター統合等による一過性のコストが発生したこと等から、昨年度は大幅に上昇したところでございますが、平成22年度の手续费については、これらの受付センター統合等による効率化等によって減額に転じているところでございます。

次に、管路・とう道等の料金の改定でございます。管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定につきましては、(1)の表にございますとおり、おおむね低廉化をしているところでございます。

10ページ、電柱使用料の改定でございますが、電柱使用料につきましても、NTT東日本で、平成22年度892円、NTT西日本、939円で、それぞれ低廉化が図られているところでございます。

次に、網改造料等の算定に用いる諸比率の改定についてでございます。まず、網改造料算定のベースとなります、取得固定資産価額の算定に係る比率でございますが、これらの諸比率につきましては、この表にあるとおり、見直しが図られているところでございます。

年額料金の算定に係る比率でございますが、網改造料の計算の際に用いられる設備管理運営費比率については、類似のアンバンドル機能における設備管理運営費比率を用いることとされております。

データ系の設備につきましては、これまで類似機能の比率が設定されておらず、音声系設備の合算値を用いていたわけでございますが、平成20年度にNGNやひかり電話が指定設備に整理されたこと及び、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書の内容を踏まえまして、IP系設備に係る保守費を直接把握とすることとしたため、データ系設備に係る設備管理運営費比率を今回新たに設定することとした

ものでございます。

また、データ系設備に係る網改造料については、これまでに当該比率を用いて料金設定した実績がないため、平成22年度及び平成23年度は調整額は適用しないこととしております。

なお、市内伝送機能につきましては、平成22年度より中継伝送機能と統合されているところでございます。

最後に、コロケーション利用契約における電力設備に係る設備管理運営費比率及び取付費比率についてでございますが、これらは、この表にありますとおり、今回変更することといたしております。

次に、11ページ、12ページ、審査結果の表をごらんいただけますでしょうか。審査事項2、6、8、16、18に照らしまして、それぞれ審査結果を「適」としているところでございまして、本件については認可することが適当ではないかと考えているところでございます。

続きまして、今回の接続料と利用者料金の関係につきまして、お手元の参考資料で説明をさせていただきます。

1ページをお開けいただけますでしょうか。一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたのものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証、スタックテストを行ってきているところでございます。

具体的には、毎年度、大括りの区分ごとに接続料と利用者料金の関係をNTT東・西が検証・公表するとともに、優先順位の高いサービスにつきましては、行政が接続料を認可する際、サービスメニューごとに接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告をするという運用を、これまで行っているところでございます。

このスタックテストにつきましては、平成19年3月30日付の情報通信審議会答申におきまして、平成19年7月にスタックテストの運用に関するガイドラインを策定したところでございます。

なお、このスタックテストのガイドラインにおきましては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、ただちに接続料が不当であると判断することは適当でなく、当該接続料を設定した

事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらず、スタックテスト上の基準が満たされなかったことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされているところでございます。

2ページをお開けいただけますでしょうか。(2)総務省が実施するスタックテストについてでございます。現在のスタックテストガイドラインにおきましては、実績原価に基づき算定される接続料の認可時に、総務省がスタックテストを行うこととされているところでございます。この、総務省が実施するスタックテストに関しましては、具体的な検証方法として、営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、サービスブランドを単位として、利用者料金収入と接続料収入との差分、営業費相当分が営業費の基準値、具体的には、利用者料金収入の20%を下回らないものであるか否かを検証しているところでございます。

ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについて、サービスメニュー単位で検証しているところでございます。

3、検証結果についてでございます。今回の検証においては、ガイドラインに基づき、Bフレッツ、フレッツ・ADSL及びメガデータネットについて、NTT東・西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めたところでございまして、検証結果は2ページの下、及び3ページの上につけております表のとおりでございます。

3ページをお開けいただけますでしょうか。検証結果に対する総務省の考え方でございますが、まず、Bフレッツ、フレッツ・ADSLにつきましては、全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料は妥当なものと考えているところでございます。

メガデータネットにつきましては、NTT西日本においては、全てのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料は妥当なものではないかと考えているところでございます。

他方、NTT東日本においては、一部のサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を下回っており、営業費相当分も基準値を下回っていたため、ガイドラインに従いまして、NTT東日本に説明を求めたところ、①平成20年度接続料収入が実績費用を下回り、その差分が調整額として接続料原価に加算されたこと、また、②メガデータネットの需要減に伴い発生する不要装置の除却等によるコスト削減に努めているものの、

それ以上に I P 化の進展に伴う代替サービスへの移行等により需要が大幅に減少し、1 回線当たりのコストが増大したこと等により、接続料が上昇したものと回答があったところでございます。

この点につきましては、①調整額算入前の営業費相当分は基準値の 20%を超えており、また、調整額加算後、調整後であっても 10%以上の営業費相当額が存在していること、また、②メガデータネットはイーサネットサービス等の代替的なサービスとの間で実質的な競争が進展していると考えられること等を考慮いたしますと、今回の接続料設定が、接続事業者との間でただちに不当な競争を引き起こすものであるとまでは言えないことから、この限りにおいて、平成 22 年度の接続料については妥当なものではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま、ご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。

○酒井部会長代理 4 ページを見ますと、ほかもそうなのですけども、例えば、右の上の図で、平成 21 年度と括弧に書いてある調整前と調整後の最終的な額を比べると、必ず、大きくなるところはさらに大きくなり、小さくなるところはさらに小さくなるという形で、振れ幅が比較的大きくなる方向になっているんです。結局、前の年ので予想外だった場合に、それがさらに加算されるのでということで、振れ幅が非常に大きくなるような傾向にあると思ってよろしいでしょうか。

○古市料金サービス課長 おっしゃるとおりでございます。具体的には、特に専用線等の N T T 東日本において、接続料の上昇が大きくなっているわけでございますけれども、これにつきましては、特に I P 系サービスへの移行が、西日本に比べて東日本のほうが早い傾向がございます。この点、専用サービスの需要の減少が N T T 西日本に比べて顕著になっているということでございます。

このため、N T T 東日本の専用線の接続料が大きく上昇傾向にあるということでございますが、これに加えて、今、酒井委員がご指摘のとおり、今回、調整額制度が適用されまして、平成 20 年度のかい離分がさらに加算されているということになりますので、需要が下がっていく中で、平成 20 年度の乖離分が生じてしまっていますものですから、その分も加算されているということです。それによって、接続料水準が上昇傾向にある

ということでございます。

- 辻臨時委員 5ページの公衆電話機能です。今のデータ通信のところの公衆電話機能の接続料が上がっているのですが、これも同じ理由ですか。
- 古市料金サービス課長 これも全く同じでございます、特に公衆電話につきましては、費用の減を需要の減が大きく上回っているということでございますので、結果として分子の減少より分母の減少が大きくなっているということで、接続料の水準が上がってしまっているということでございます。
- 根岸部会長 今、お話しいただいたようなことから、例えば3ページのNTT東日本は10.1%の増加、NTT西日本は1.4%の増加とありますが、これは、今、説明いただいたことを足し合わせればそうなるという意味でしょうか。
- 古市料金サービス課長 おっしゃるとおりでございます。3ページの(1)の表を見ていただければおわかりになるかと思いますが、NTT東日本におきまして、特に接続専用線のところが大きく上昇しております。これは、先ほど私がお説明をいたしましたとおり、NTT東日本でIP系のサービスへの移行が非常に早いということで、専用線系のサービスの需要が大きく減少してしまっているという点が大きく影響しているものと考えているところでございます。
- 根岸部会長 そうしますと、NGNが進めば、そんなに差がなくなってくるという予想でよろしいでしょうか。
- 古市料金サービス課長 NGNのサービスに移行していけば、NGNのサービスについては東西ともにそんなに差のない形になっていくのではないかと考えてございます。
- 東海臨時委員 ただし、この計算システムをそのまま維持すれば、それはある部分においては高くなってしまいう部分が残ってしまうということにはなりませんか。
- 古市料金サービス課長 おっしゃるとおりです。
- 東海臨時委員 ですね。ですから、こういうものを検証しながら、制度をもう一度見直していくということ。特に、今、思い出しながら聞いていたのですけれども、事後精算制度というのは、昔、実績原価方式にはございまして、これは常に追いつかないのです。後ろを振り向いて、いつも直すということをやっていたものを、今年初めてですか、出てきたのは。過去の分は新しい年度の分に加算していくという形でやったということですが、そのほうがすっきりすることは事実でしょうけれども、こうやって見てみると、その部分に対する影響が、何かもう少しきちっとしたものではないかという

ことを、今、問題提起しているような気がいたしますので、全体を見渡していくことが必要ではないかと思っていますところです。

- 古市料金サービス課長 東海先生がご指摘のとおりでございます、この点につきましては、本年の10月16日の情報通信審議会答申におきましても、接続専用線等のいわゆるレガシー系接続料につきましては、IP化が進展する中で、今後も回線数の減少が続くことが想定されるため、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度のあり方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定のあり方について検討を行うことが適当であるとされているところでございます。

また、当該検討には、NTTが2010年度に公表予定の概括的展望の中で、PSTNからの具体的な移行展望等が示されることが必要であるため、NTTにおいては必要な情報の積極的な開示が期待されるとされているところでございます。こういった答申の趣旨なども踏まえながら、今後、検討していきたいと考えているところでございます。

- 辻臨時委員 公衆電話については、どのような展望を考えておられますか。専用線がIP系に移りますと、それにより非IP系の料金が上がりますから、必然的に安いIP系を利用します。公衆電話でも、接続料が上がると料金は上昇しますと、利用者は携帯電話を使いなさいとことになります。しかし、公衆電話は設置が義務付けられているものがありますから、これは置かざるを得ない側面もあります。公衆電話の接続料が上がっていった場合、携帯電話の普及とかと関連して長期的にどうするのか、検討しなくてはならないと思います。

- 古市料金サービス課長 2点あると思っております、1点目は、この接続料のあり方につきましては、先ほど専用線を引き合いに出しましたけれども、広くヒストリカル接続料、実績原価方式に基づく、こういったレガシー系接続料につきましては、公衆電話に関する接続料についても専用線についても、あるいはそれ以外のヒストリカル接続料についても、同じように今後、回線数の減少が想定されるということで、そういった意味では、先ほど申し上げたような点を踏まえながら検討していくことが必要かなと考えているのが1点でございます。

2点目につきましては、現在、公衆電話の一部がユニバーサルサービスとして整理されているわけでございますが、ユニバーサルサービスのあり方について、昨年12月に情報通信審議会にて答申をいただいたわけでございます。今後、今、辻委員からご指摘がありましたとおり、携帯電話のさらなる普及・高度化、ブロードバンド化といった環境

変化が起こる中で、ユニバーサルサービス制度のあり方についても、この審議会答申を踏まえながら、今後また検討していかなくてはならないと考えているところでございます。

○根岸部会長　よろしいですか。

○関口委員　今、古市課長からもお話があったように、移行期の移行の仕方が2つあって、固定のレガシーからIP化へというトレンドと、もう一つは固定と携帯との関係、融合も含めて、その間のトラフィックの移行という2つの問題がある。専用線の場合には、IP化の流れの中でのメタル回線、レガシー系のトラフィックがどんどん減ってしまおうという問題で、ここはおそらくレガシーに関するトラフィックの急激な減少をどこで分母のところを読み込むかと。プライスのところに組み込むという意味で、分母に関する議論がどこかで始まるのかなという気がしているのです。

公衆電話の場合には、むしろIP化の流れというよりも、携帯との関係で利用が減っている、激減しているというほうが大きいと思うのです。もともとデジタル公衆電話については、事実上、新規の投資は行っていっしょらないし、ユニバーサルサービスにおいてもデジタル系のやつは古いアナログ系に読みかえてコスト算定しているくらいですから、その意味ではFMCの議論にということで、ベクトルが違う議論が2つ、両方進んでいるような気がしております。そんな印象を持ちました。

○根岸部会長　ご意見を賜りましたが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、本件につきましては、この審議会の議事規則に従いまして、この諮問（案）を報道発表、あるいは公にして広く意見の募集を行うことといたします。本件についての意見招請は規定どおり2回実施するというので、1回目の意見招請期間は平成22年1月14日まで。提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討をいただいた上で最終的にこの部会で答申をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、また接続委員会でご検討、よろしく願いいたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

○根岸部会長　それでは、これで本日の会議を終了いたします。次回の部会につきましては、また別途、事務局よりご連絡があるということでございます。

では、どうもありがとうございました。

閉 会